

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広陵町は、子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

広陵町長

公表日

平成31年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。番号法においては、別表第一項番94の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○資料の提供等（法第16条関連） ○支給認定の申請、変更、取消（法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連） ○都道府県による援助等（法第25条関連） ○施設型給付費及び地域型保育給付費の支給における利用者負担決定のための世帯状況及び所得の把握（法第27条3項、第28条、第29条3項、第30条関連） ○私立保育所に係る委託費の支払い、保育料の徴収（法第6条関連）
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 同法別表第一第94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第116項 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広陵町総務部総務課(情報公開・個人情報保護担当) 635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 問い合わせ先電話番号 0745-55-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広陵町福祉部こども課 635-8521 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2 問い合わせ先電話番号 0745-55-6820

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉部子ども支援課	福祉部こども課	事後	機構改革に伴う名称変更
平成31年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	子ども支援課長	<削除>	事後	平成31年1月1日施行による様式変更のため
平成31年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	<追加>	課長	事後	平成31年1月1日施行による様式変更のため
平成31年6月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	広陵町福祉部子ども支援課 635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 問い合わせ先 0745-55-1001	広陵町福祉部こども課 635-8521 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2 問い合わせ先電話番号 0745-55-6820	事後	機構改革に伴う名称変更
平成31年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴う更新
平成31年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	評価書の見直しに伴う更新
平成31年6月20日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴う更新
平成31年6月20日	IV リスク対策	<追加>	評価書の通り	事後	平成31年1月1日施行による様式変更のため